

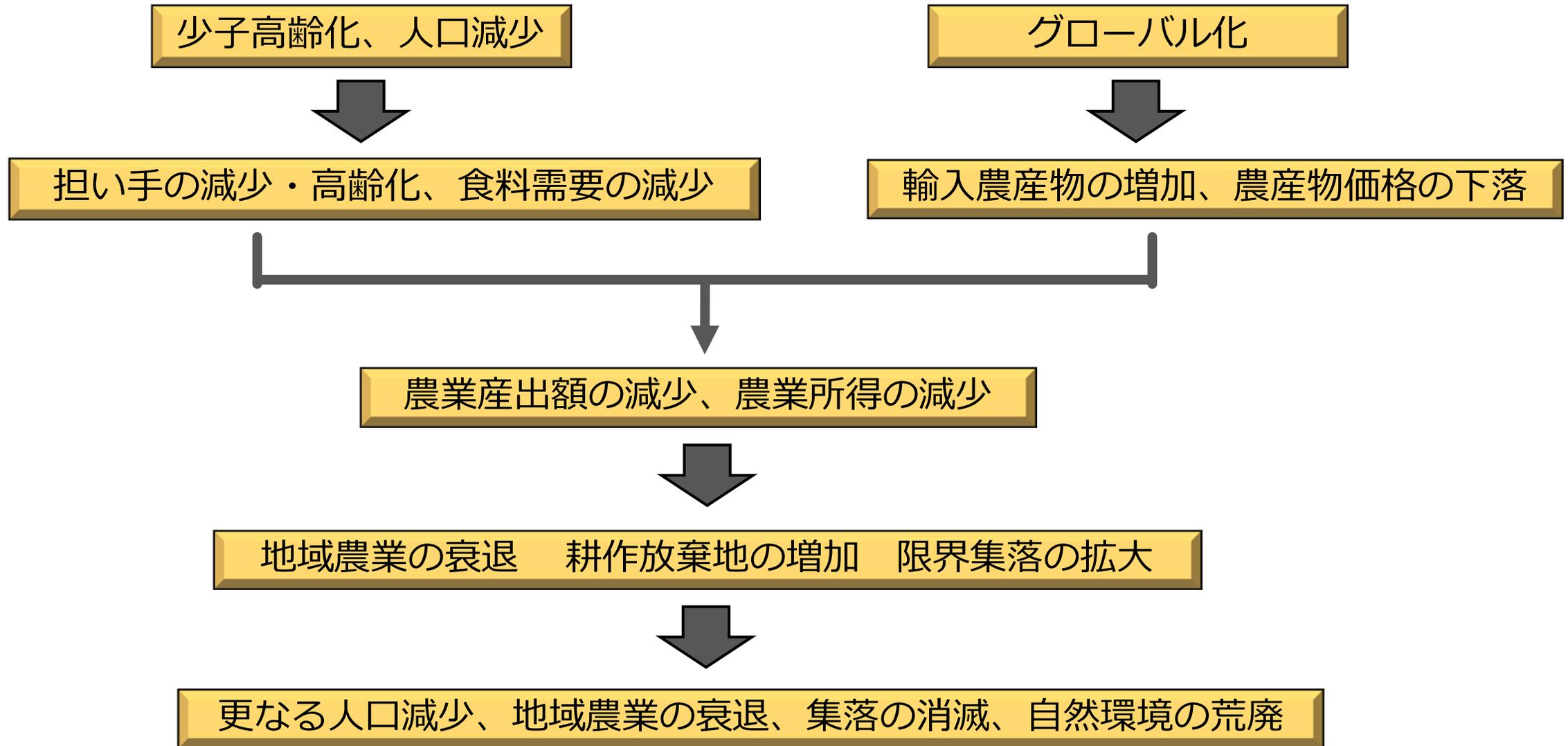
# 地域農業の現状と将来方向

平成31年1月

一般社団法人岩手県農業会議

高前田 寿幸

# 1 今、地域で起きていること



(負のスパイラル!!!)

## 2 これまでの農政の動向

年代	昭和（50年代頃まで）	平成
経済社会	S40年代高度経済成長、S50年代安定成長	バブル崩壊（H3～H5）、デフレ&失われた20年（H6～）、リーマンショック（H20）
農政	S36基本法農政、S46米生産調整（護送船団型の農政）	H6UR合意等市場開放、H11新基本法（市場開放、市場原理・競争原理の導入）
施策対象	兼業農家を含めた全ての農家	認定農業者等の担い手限定（経営者）
施策主導	農政審議会、自民党、JA	経済財政諮問会議、規制改革推進会議（官邸&民間）
主な施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>○米価等の農産物価格支持（需給調整（生産調整、転作奨励）、価格支持）</li> <li>○需要が見込まれる作目（畜産、果樹、野菜）の選択的拡大</li> <li>○他産業従事者と均衡する所得確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○規制改革、競争原理導入（生産調整撤廃、流通規制撤廃等）</li> <li>○スケールメリットの追求（土地利用型農業の規模拡大）</li> <li>○コストダウン（革新的な技術（IT, AI, ドローン等）の導入）</li> </ul>
（農地政策）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自作農主義</li> </ul> 現在の農地管理（少ない農地をいかに多くの人に公平に使ってもらうか！）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○耕作者主義</li> </ul> 未来の農地管理（多くの農地をいかに少ない人で活かし、守っていくか！）

（注）戦後の農政は、①終戦から農業基本法制定まで（S20～36年）、②農業基本法の下での農政（S36～55年）、③国際化の進展と食料・農業・農村基本法の制定（S55～H11）、④食料・農業・農村基本法下での農政（H11～）の4つに区分されるが、ここではポイントを際立たせるため、あえて2つに大別した。

### 3 これからどうする？

現在の農業政策の基本は自助努力

国・県の政策は、地域や経営体、農業者の取り組みを支援することが基本

➡ 地域のごことは、地域でしっかり議論し、それぞれの地域で方向付けをし、自己責任で取り組むしかない！

#### STEP 1 地域農業マスタープラン（人・農地プラン）の見直し・実質化

- ▶ **ポイント 1** 地域をみんなで見つめ直し、10年後の地域農業の在り方を考える
- ① 地域農業を担う中心経営体を誰にするのか？  
【中心経営体の選定、必要に応じ出入作も考慮】
  - ② 担い手が高齢化している場合は、農地を将来誰に任せるのか？  
【中心経営体への農地の面的集積・集約、農地の有効利用（遊休農地事案、不在地主事案等をプランに位置付ける）】
  - ③ 持続可能な地域農業を確立するための戦略をどうするのか？  
【集落の強み（自慢・宝、特色など）・弱み（困っていること（現在、将来））を分析し、地域の強みを伸ばし、弱みを克服するための戦略を検討】

※ 土地利用型農業の再編と農業産出額拡大が大きなテーマ

## STEP 1 地域農業マスタープラン（人・農地プラン）の見直し・実質化

- ▶ **ポイント2** プランは補助金をもらうためだけのものではなく、地域の将来をみんなで描くという観点が重要
- ▶ **ポイント3** 地域の農業者自らが考え、地域の十分な話し合いの下で、地域農業の戦略を自ら作成することが重要（①&②）
  - ① **土地利用型農業の再編戦略**  
(労働（担い手）、農地、資本（施設、機械）等を地域で最適に活用できる生産構造へ再編)
  - ② **農業産出額拡大戦略**  
(新作物の導入、生産物の高付加価値化、6次産業化等の取り組み)

## STEP 2 地域農業マスタープラン（人・農地プラン）の実践

- ▶ **ポイント** 地域の農業者がプランに基づいて、積極的に取組を推進することが基本  
関係機関・団体は、この取組を全面的に支援

## STEP 3 地域農業マスタープラン（人・農地プラン）の実現

少子高齢化、人口減少、グローバル化等の環境変化に対応した持続可能な農業生産構造の確立  
⇒ **地域農業の再生**

# 4 具体的な取り組み方向

## (1) 人・農地プランの実質化

### ① 事前準備

- ・ 関係機関・団体の連携体制の構築
- ・ 集落ごとの担当者、取組工程作成
- ※農業委員、推進委員の地区担当も明確化
- ・ プランの見直し（実質化）の関係者への周知（実施主体：市町村）

### ② アンケートの実施

- ・ 既存情報の活用を基本としつつ、不足する情報について  
関係機関・団体の連携のもと、アンケートを実施
- ※農業委員会実施の「意向把握」調査との調整が必要

# 4 具体的な取り組み方向

## (1) 人・農地プランの実質化

### ③ 農地現況図の作成

- ・アンケートや農地台帳等に基づき、最低限以下の情報が記載された現況図を作成

ア 70歳以上の耕作者が耕作する農地

イ アのうち後継者未定の耕作者の農地

### ④ 地域の話し合い

- ・集落の話し合いは、極力既存の話し合いの場（農家組合、実行組合、自治会、多面的機能支払い制度等の活動組織など）を活用
- ・話し合いのコーディネーターとして関係機関・団体の積極的な参加を促し、特に農業委員、推進委員は積極的に参画
- ・コーディネーターは話し合いの司会進行や意見集約を担当（農業委員・推進委員の役割）

※ プランの区域：プランの区域は集落単位を基本（広域の場合は、話し合いを集落単位で実施）

## (2) 農業委員会組織の役割

(注) ○は「農地利用の最適化」

キーワード	内 容	
人	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新規就農者の確保</li> <li>○中心経営体の育成 ・個別経営体</li> <li>・集落営農組織 (集落営農フォローアップ事業)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア 新規就農相談会の開催</li> <li>イ 農の雇用事業の実施</li> <li>ア 法人化、簿記指導</li> <li>イ 家族経営協定の締結促進</li> <li>ウ 農業法人協会、認定農業者組織連絡協議会の支援</li> <li>ア 新組織の育成</li> <li>イ 法人化（ネットワーク化の誘導）</li> <li>ウ 経営のレベルアップ支援</li> </ul>
農地	<ul style="list-style-type: none"> <li>○耕作放棄地の発生防止・解消</li> <li>・耕作放棄地の再生利用</li> <li>・農地パトロール（利用状況調査）の実施</li> <li>・農地法に基づく指導・勧告等の実施</li> <li>○農地の面的集積・集約化</li> <li>・農地利用現況図の活用</li> <li>・人・農地プランの実質化への参画</li> <li>・農地中間管理機構との連携</li> </ul>	
6次産業化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○女性経営者の支援（女性経営者発展支援事業）</li> </ul>	
女性の参画	<ul style="list-style-type: none"> <li>○女性農業委員、推進委員のプラン見直しへの参画</li> <li>○ポラーノの会の活動強化支援</li> </ul>	
地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○農業委員、推進委員の活動を通じて把握された地域課題等のプランへの反映指導助言</li> </ul>	